

輸出禁止・輸出制限技術目録の改正

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、長島・大野・常松法律事務所に委託し、作成したものです。本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2025年7月15日に、中国商務部は、科学技術部と共同で「輸出禁止・輸出制限技術目録」（以下「本目録」）を改正し公布した。今回の改正は、本目録の公布以来の4回目の改正となる。本稿では、今回改正の内容を解説するとともに、本目録に基づく制限技術輸出許可と「両用品目輸出管理リスト」に基づく両用品目輸出許可との対比についても併せて行う。

1. 本目録の位置づけ

中国の輸出管理規制は、大きく分けて、「一般的な貨物・技術に対する輸出管理」と「国家安全保障に関わる輸出管理」の2つの体系がある。前者の「一般的な貨物・技術に対する輸出管理規制」は、輸出入全般についての基本的な法律である「対外貿易法」等に基づくもので、管理の目的として、環境保全、国内の供給不足防止、輸出先国の市場規模と受容量の有限性への対応、産業保護、国際収支バランスの確保などが挙げられ、幅広い範囲が想定されている（対外貿易法15条）。これに対して、後者の「国家安全保障に関わる輸出管理」は、国の安全および利益の保護、ならびに拡散防止等の国際義務の履行を目的としている（輸出管理法2条）。

一般的な技術に対する輸出管理において、技術は、輸出自由技術、輸出制限技術および輸出禁止技術に分けられている。「本目録」は、輸出禁止技術および輸出制限技術を列挙するものである（「本目録」に含まれていない技術は、輸出自由技術に該当することとなる）。輸出自由技術は、（他の法令で制限がない限り）自由な輸出が認められているが、契約届出が必要とされている。輸出制限技術の輸出は、許可制となっており、輸出禁止技術の輸出は禁止されている。

2. 本目録の改正の概要

今回の改正では、輸出禁止技術および輸出制限技術に含まれていた「中国伝統建築技術」、ならびに輸出制限技術の「建築環境制御技術」が本目録から削除された。他方、「電池正極材製造技術」が輸出制限技術として追加され、一定の条件を同時に満たす電池用リン酸鉄リチウム製造技術、電池用リン酸マンガン鉄リチウム製造技術およびリン酸塩正極材製造技術が含まれるとしている。また、輸出制限技術の「非鉄金属製錬技術」について、その内容が修正された。

商務部は本目録の公布と同日に記者会見¹を実施し、本目録の改正の背景について、「目録の調整は中国の技術発展の状況の変化に対応し、技術貿易の管理を改善するための具体的な措置であり、国家の経済安全保障と発展の利益を守り、国際的な経済技術協力を促進することを目的としている」と説明した。また、今回の改正内容に関して、「中国伝統建築技術」等を削除した理由については、「中国建築技術の発展成果のグローバルな共有を促進し、そのための利便性ある条件を整備する」ためと説明した。また、「電池正極材製造技術」が追

¹ https://www.mofcom.gov.cn/syxwfb/art/2025/art_072f1b88bcb4415fae1f05bbd569fd50.html

加された理由については、「電池正極材製造技術は、センシティブな分野においてますます広く応用されるようになっており、輸出制限技術に含めることは、発展と安全のバランスを適切に調整し、関連技術の安全、持続可能な応用および発展を促進する上で有益である」とした。このほか、「非鉄金属製錬技術」を修正した理由については「技術発展の情勢に基づき、既存の制限技術を調整した」と述べた。

3. 両用品目輸出許可との対比

上記説明した通り、本目録に列挙された輸出制限技術の輸出は、許可制となっている。他方で、国家安全保障に関する輸出管理に基づき「両用品目輸出管理リスト」に記載された両用品目や臨時管理が実施された両用品目の輸出についても、輸出管理法等に基づいて許可を取得する必要がある。両許可とも商務部門において手続をするとされているが、下記のとおり異なる手続となっている。

項目	制限技術輸出許可	両用品目輸出許可
主な根拠法令	「対外貿易法」、「技術輸出入管理条例」	「輸出管理法」、「両用品目輸出管理条例」
輸出行為の定義	中国国内から国外に向けて、貿易、投資または経済技術協力の方法により、技術を移転する行為。具体的には、専利権の譲渡、専利出願権の譲渡、専利の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他的方式による技術移転を含むとしている。	両用品目の中国域内から中国域外への移転のみならず、中国の公民、法人、非法人組織から外国の組織、個人への両用品目の提供も規制対象となる。
許可対象	「輸出禁止・輸出制限技術目録」に記載されている輸出制限技術	「両用品目輸出管理リスト」に記載されている両用品目、また、リストに記載されていない品目についても臨時管理を実施することがある。
主管部門	省レベル商務部門および科学技術部門	許可申請の提出先は省レベル商務部門だが、商務部の関係部門が審査を行う。
許可手続	技術輸出事業者は、省レベル商務部門に対して所定書類を提出し、「技術輸出許可意向書」を申請する。「技術輸出許可意向書」の交付を受けた後、当事者は、技術輸出契約を締結	輸出事業者は、「商務部業務システム統一プラットフォーム 両用品目および技術輸出入管理業務アプリケーション」 (https://ecomp.mofcom.gov.cn)

	する。契約締結後、さらに省レベル商務部門に対して「技術輸出許可証」を申請する。)において申請書類の電子版を提出し、かつ両用品目のエンドユーザーおよび最終用途に関する証明文書の原本および両用品目輸出許可申請表を省レベル商務部門に対して提出する。省レベル商務部門が申請および提出書類を商務部の関係部門に伝送し、商務部の関係部門等が許可の審査を行う。
必要書類	主に以下の書類が含まれるとされる： ①中国輸出制限技術申請書（当局様式） ②技術輸出入契約の副本および別紙（中文訳付） ③技術資料輸出リスト ④契約当事者の法的地位証明文書 ⑤国家秘密技術に該当する輸出制限技術の場合、国家秘密技術輸出秘密保持審査許可書	主に以下の書類が含まれるとされる： ①両用品目輸出許可申請表（当局様式） ②申請者の法定代表者、主要経営管理者および手続担当者の身分証明書 ③両用品目輸出に関する契約書、合意書の副本およびその他の証明文書 ④両用品目の技術説明または検査報告 ⑤両用品目のエンドユーザーおよび最終用途に関する証明文書（中文訳付） ⑥輸入業者およびエンドユーザーの状況に関する説明（中文訳付） ⑦国務院商務部門が要求したその他の資料
審査期間	「技術輸出許可意向書」の発給の審査は書類を受領してから 30 営業日以内、「技術輸出許可証」の発給の審査は書類を受領してから 15 営業日以内	原則として、商務部が申請を受理した日から 45 営業日以内。ただし、国の安全および利益に対して重大な影響があり、国務院商務部門が国務院または国務院および中央軍事委員会に報告し承認を求め、国務院または国務院および中央軍事委員会から承認があった場合、45 営業日の審査期限の制限を受けない。
審査要点	審査は貿易審査および技術審査か	必ずしも具体的な審査要点が示され

	<p>らなる。</p> <p>貿易審査では、以下の 3 つの内容から審査がなされる。</p> <p>①中国の貿易政策に合致し、かつ輸出に有利か</p> <p>②中国の産業輸出政策に合致し、かつ国民経済発展の促進に有利か</p> <p>③中国の対外的に約束した義務に合致するか</p> <p>技術審査では、以下の 3 つの内容から審査がなされる。</p> <p>①中国の国家安全を脅かすか</p> <p>②中国の科学技術発展政策に合致し、かつ科学技術の進歩に有益であるか</p> <p>③中国の産業技術政策に合致し、かつ大型プラント設備やハイテク製品の生産および経済技術協力の推進に寄与するか</p>	<p>ているわけではないが、審査の際に以下要素が総合的に考慮されるものとされる。</p> <p>①国の安全および利益 ②国際義務および対外承諾 ③輸出の類型 ④規制品目の敏感度 ⑤輸出先となる国または地域 ⑥エンドユーザーおよび最終用途 ⑦輸出事業者の関係信用記録 ⑧法律、行政法規に定めるその他の要素</p>
有効期間	技術輸出契約ごとの許可であり、契約の主な内容に変更があった場合、改めて許可手続を行わなければならない。	<p>①個別許可は 1 年を超えない（「両用品目輸出許可申請記入ガイドライン」によれば、一般的には 6 カ月間の許可が発給される）としているが、有効期間内に単発の輸出が完了した場合、許可は自動的に失効になる。</p> <p>②包括許可は 3 年を超えない。</p> <p>③登記による輸出証書は輸出ごととなっており、1 回の輸出に限る。</p>
罰則	許可を得ずに輸出制限技術を輸出する場合、刑法の規定に従い刑事責任を追究する。刑事責任に至らない場合、関税法の関係規定に従い処罰するか、國務院商務部門により警告、違法所得の没収および過料が科される。	許可を得ずに両用品目を輸出する場合、違法行為の停止の命令、違法所得の没収および過料（違法所得が 50 万元以上の場合、違法所得の 5 倍から 10 倍までの過料、違法所得が 50 万元以下の場合、50 万元以上 300 万元以下の過料）が科される。刑事责任を構成する場合、刑事责任が問わ

		れる。
--	--	-----

4. 両用品目輸出許可との二重適用

本目録および「両用品目輸出管理リスト」の規制目的には異なる部分があるものの、いざれも国の安全を守ることが根本的な目的ではあるため、理論上、本目録および本リストの範囲が重なる可能性は存在する。

一方、具体的な規制適用に関しては、本目録の根拠法令の1つである技術輸出入管理条例の第42条では、核技術、核両用品関連技術、監控化学品生産技術、軍事技術等の輸出管理技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従うと定めている。また、本目録を公布し調整する公告文（商務部、科技部公告2020年第38号、ならびにその後の商務部、科技部公告2023年第57号、およびその後の商務部、科技部公告2025年第28号）において、軍民両用技術に該当するものは、輸出管理の対象として管理されると定められている。

上記法令に基づけば、本リストに定める両用品目の関連技術に該当する場合、制限技術輸出許可の適用対象ではなくなり、輸出管理の対象として管理され、輸出の際には両用品目輸出許可の手続を行えばよく、二重適用はないという理解となる。

5. 制限技術輸出許可の実務状況

現時点において、本目録に基づく制限技術輸出許可の申請状況は、商務部門により公開されておらず、また、商務部門においては、当該許可に関する処罰事例も公開されておらず、その実務運用は不透明な状況にあるとみられる。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250030>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL : 03-3582-5181
E-mail : ORG@jetro.go.jp